

農業経営基盤の強化の促進
に関する基本的な構想

令和5年8月

古河市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標と すべき農業経営の指標	13
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関 する事項	15
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	15
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
第 6	その他	27
別紙 1	(第 5 の 3 の (1) ⑥関係)	28
別紙 2	(第 5 の 3 の (2) 関係)	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業生産の方向

古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置し、その立地、気候、土地条件等を生かし、露地野菜を中心に水稲、畜産等との複合経営が展開され、近年は、施設園芸等の経営も増加している。今後の農業育成については、専業農家が減少しているという地域現状等を踏まえながら、野菜、普通作等の土地利用による規模拡大を志向する農家、施設野菜や花卉等の施設園芸等による集約農業を志向する農家、畜産経営を志向する農家等の中核的担い手農家を中心に経営体の確立を目指し、さらに、農家間における労働力提供、農地の貸借等において、その役割分担を図りつつ地域複合としての農業発展を目指す。

古河市の農業は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大など様々な問題に直面しているが、農産物に対する消費者の安全・安心志向や高品質志向が高まっていることから、農産物の安全の確保だけでなく、将来的に持続可能な農産物の供給、品質の向上、環境保全、農業経営の改善・効率化など、生産者がより良い農業経営を営んでいくためのGAPの取り組みを推進する。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び農業構造の目標

古河市の農業構造については、兼業が深化するとともに、環太平洋戦略的経済連携協定による農畜産物の関税削減、価格低迷等による収入の不安定、就業条件等により農業後継者が不足し、農業従事者の高齢化が進展する中で、地域農業の担い手不足が深刻化してきている。

また、農地については、首都60km圏内という地理的条件等から都市化が進む中、資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移しているが、今後は、兼業農家の高齢化の進展により、機械更新時や世代交代等を契機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

古河市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

このため、古河市においては、他産業従事者と同水準の生涯所得と労働時間を確保することができる農業経営の目標を次のとおりとし、このような農業経営が古河市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

経営 目標	年間農業所得	主たる農業従事者1人当たり	580万円程度
	年間総労働時間	主たる農業従事者1人当たり	2,000時間程度

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

古河市においては、農業従事者の高齢化が進んでおり、今後10年以内に離農を考えている農業者が多く見受けられる。今後の地域農業の維持及び更なる農業振興を図る上でも、将来、担い手となる可能性がある新規就農者の確保が必要であり、安定的かつ計画的に確保していかなければ

ならない。そのため、市内における青年層に農業を職業として選択してもらえよう、就農から定着まで関係機関を含め支援して行く。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準を勘案し、次のとおりとする。

年間農業所得	主たる従事者1人当たり	250万円
年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間

4 施策の方向

古河市は、将来の地域農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

地域ごとに将来の担い手への集積・集約化の方針を定める地域計画の策定により収集した農地と担い手の情報を共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にした上で、茨城県、農地中間管理機構、古河市農業委員会等の関係機関と一体となり、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。

特に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、古河市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、古河市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

古河市は、古河市農業再生協議会において、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を坂東地域農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

また、地域農業の健全な持続発展を図るため、古河市認定農業者連絡協議会の活動支援を行うとともに、新たな新規就農者及び後継者の確保・育成を図るものとし、環境と調和した持続性の高い農業生産を实践するエコ農業制度の推進や、農業者の所得の向上に結びつけるため、付加価値をつけた農産物加工や他産業との連携による商品開発など新たな経営の展開を促進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に古河市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、古河市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
普通作 (水 稲 + 小 麦 + そ ば + 大 豆 + 作業受託)	<p>〈経営面積〉 延べ 40 ㌥ (水田 20 ㌥)</p> <p>〈作付面積〉 水稲 15 ㌥ 小麦 10 ㌥ そば 5 ㌥ 大豆 5 ㌥</p> <p>作業受託(3作 業以上・販売名 義・処分権有)</p> <p>水稲 5 ㌥</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・農地の集積及び小麦、そば、大豆を取り入れた大規模普通作経営</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター 2台 田植機 1台 自脱型コンバイン 1台 乾燥機 2基 フォークリフト 1台 トラック 1台</p> <p>〈土地利用、技術等〉 ・農地中間管理事業による農地集積を図る</p>	<p>作業分散を考慮した品種別作付け計画を作成する</p> <p>計画的な農機具、施設の整備を行う</p> <p>小麦、そば、大豆を取り入れることにより年間労力の平準化を図るとともに、農機具、施設の利用向上を図る</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
露地野菜	〈経営面積〉	〈経営の特徴〉	機械化体系をとる	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
	普通畑 500 ㎡	・レタス、白菜、キャベツ		
	水田 50 ㎡	等を中心とした露地野菜経営		
	〈作付面積〉	〈主な資本装備〉		
	白菜 250 ㎡	トラクター 2台		
キャベツ 500 ㎡	移植機 1台			
レタス 250 ㎡	マルチャー 1台			
水稲 50 ㎡	ブームスプレヤー 1台			
(春作、秋作を含む)	フォークリフト 1台			
	軽トラック 1台			
	トラック 1台			
〈農業労働力〉	育苗ハウス 1棟			
基幹的従事者	うね内局所施肥機 1台			
1人				
補助的従事者				
3人				

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
露地野菜 + 水 稲	〈経営面積〉 水田 270 ㌥ 畑 300 ㌥	〈経営の特徴〉 ・ 汎用水田による水稲と 野菜の合理的な作付方 式	計画的な農機具、 施設の整備を行う 機械化体系をとる	雇用条件を整 備し、臨時雇用 労働力を確保 する
	〈作付面積〉 キャベツ 400 ㌥ 白菜 120 ㌥ レタス 150 ㌥ 南瓜 50 ㌥ 水稲 270 ㌥ (春作、秋作含 む)	〈主な資本装備〉 トラクター 2台 トラック 2台 ブームスプレー 1台 マルチャー 1台 移植機 1台 包装機 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 育苗ハウス 1棟 うね内局所施肥機 1台 作業場		
	〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 3人			

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
施設野菜 + 露地野菜	<p>〈経営面積〉</p> 畑 120 ㎡ うちハウス 20 ㎡	<p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設野菜、露地野菜複合の安定的な経営 <p>〈主な資本装備〉</p> トラクター 2台 トラック 2台 動力噴霧機 1台 マルチャー 1台 包装機 1台 パイプハウス 20 ㎡ 作業場	<p>計画的な農機具、施設の整備を行う</p> <p>機械化体系をとる</p> <p>環境測定機器の導入により、増収を図る</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>
	<p>〈作付面積〉</p> ハウスきゅうり 40 ㎡ ハウスレタス 20 ㎡ キャベツ 30 ㎡ レタス 80 ㎡ 南瓜 50 ㎡ ブロッコリー 30 ㎡ (春作、秋作含む)	<p>〈土地利用、技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な堆肥施用と上手な出荷体系の確立により、高品質生産と収益性の向上に努める 機械化体系を確立し、省力化を図る 		
	<p>〈農業労働力〉</p> 基幹的従事者 1人 補助的従事者 4人			

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
施設花卉 (バラ)	<p>〈経営面積〉</p> <p>ガラス温室 60 ㎡</p> <p>水田 150 ㎡</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>切りバラ 60 ㎡</p> <p>水稲 150 ㎡</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 3人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切りバラの周年栽培によるバラ専作経営 <p>〈主な資本装備〉</p> <p>ガラス温室 60 ㎡</p> <p>トラクター 1台</p> <p>トラック 1台</p> <p>冷蔵庫 10 m²</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>選別機 1台</p> <p>育苗ハウス 作業場</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設はガラス温室とし、ロックウール栽培により高品質・高収量の生産を行う ・水稲は、普通作農家へ作業委託する 	<p>契約販売に合わせ安定した計画出荷を図る</p> <p>消費者ニーズに対応した商品づくりを図る</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農	<p>〈経営面積〉 600 ㌥ うち借地 350 ㌥</p> <p>〈飼養規模〉 年間平均飼養 頭数 82 頭 うち経産牛 50 頭 搾乳牛 42 頭 飼養畑 600 ㌥</p> <p>〈農業労働 力〉 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産牛 1 頭当り年間泌乳量を 8,200 ㍑以上とし、高い能力を持つ牛を飼育 ・ 飼料の自給率を高める ・ 機械の共同購入、共同利用 <p>〈主な資本装備〉</p> <p>搾乳牛舎 470 m² 育成牛舎 45 m² バンクリーナー 1 式 パイプラインミルクカー 1 式 バルククーラー 1 式 トラクター 1 台 マニユアスプレッダー 1 台 バキュームカー 1 台 コーンハーベスター 1 台 モアーコンディショナー 1 台 ロールベアラ 1 台 堆肥舎 糞尿処理施設</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料自給率 40%確保のため、とうもろこしとイタリアンライグラスを作付けする 	<p>高い産乳量を維持するため、固体管理を十分に行う</p> <p>飼料作物の期間作業は、共同機械を利用して、減価償却費の削減を図る</p> <p>良質自給粗飼料（WCS 含）の安定生産</p>	<p>他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパーや補助労働者を確保する</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
肉用牛 (肥育)	<p>〈飼養規模〉</p> <p>飼養頭数 200 頭</p> <p>年間出荷牛 117 頭</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1 人</p> <p>補助的従事者 1 人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒毛和牛の肉専用種肥育専門経営 ・ 家族労働を前提に収益性の向上と低コストの肥育技術を図る為、肥育期間を短縮した経営 ・ 機械や施設の共同購入、共同利用 <p>〈主な資本装備〉</p> <p>畜舎 1,900 m²</p> <p>堆肥舎 480 m²</p> <p>糞尿処理施設</p> <p>ショベルローダー 1 台</p> <p>ダンプトラック 1 台</p> <p>トラック 1 台</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素牛 <ul style="list-style-type: none"> 肥育開始月齢 9 ヶ月 肥育開始体重 290 kg ・ 肥育 <ul style="list-style-type: none"> 肥育期間 20 ヶ月以内 肥育終了月齢 29 ヶ月以内 肥育終了体重 810 kg 年間肥育回転率 0.60 以上 ・ 枝肉 <ul style="list-style-type: none"> 枝肉重量 520 kg 歩留まり等級「A」100% 肉質等級「5、4」80%以上 	<p>高い肥育管理技術を身につけ、事故率を2%以下に抑えるように努める</p> <p>作業計画表を作成し、効率的な作業に努める</p>	<p>他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパーや補助労働者を確保する</p>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
養 豚	<p>〈飼養規模〉</p> 種雌豚 100 頭 種雄豚 5 頭 子豚 380 頭 肉豚 725 頭 販売肉豚 (年間) 2,180 頭	<p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高い生産効率を保つために飼育規模は家族労働を基準に適正規模の範囲内とする ・ 糞尿処理の施設や機械は共同利用とし、可能な限り固定費の削減に努める <p>〈主な資本装備〉</p> 畜舎 1,500 m ² 堆肥舎 480 m ² 糞尿処理施設 300 m ² ショベルローダー 1 台 ダンプトラック 1 台 トラック 1 台	<p>高い肥育管理技術を身につけ、事故率を2%以下に抑えるように努める</p> <p>飼料用米の導入等、新たな付加価値の創出</p> <p>飼養衛生管理基準に基づく衛生管理の徹底</p>	<p>他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパーや補助労働者を確保する</p>
	<p>〈農業労働力〉</p> 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人	<p>〈土地利用、技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良種豚を定期的に導入する 		

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
養 鶏	<p>〈飼養規模〉</p> <p>常時飼養羽数 50,000羽</p> <p>鶏卵生産量 833,724 kg</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・採卵専業経営で、飼養鶏は全て育成業者から若鶏を導入する</p> <p>〈主な資本装備〉</p> <p>成鶏舎 1,110 m²</p> <p>集卵所 100 m²</p> <p>鶏糞堆積舎 200 m²</p> <p>鶏糞発酵機 1基</p> <p>ケージシステム 1式</p> <p>ダンプカー 1台</p> <p>ショベルローダー 1台</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・鶏舎清掃、水洗及び消毒の徹底、鶏舎周辺への石灰散布の実施</p> <p>・鶏舎は陽圧式ウインドレスとする</p>	<p>16週齢の若雌を導入し、80週於きでオールアウト</p> <p>5万羽を2群に分け時期をずらして導入する</p> <p>空冷期間は94週間を1サイクルとする</p> <p>経営上必要なデータはパソコンで入力し、4週間ごとに産卵成績及び経営の分析を行い、収益アップにつなげる</p> <p>作業計画表を作成して、飼養管理と効率的な作業を行う</p> <p>部門分担など、役割を明確にする</p> <p>食鶏衛生管理基準による衛生管理の徹底</p>	<p>他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパーや補助労働者を確保する</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
普通作 (水 稲 + 小 麦 + 大 豆 + そ ば + 作業受 託)	<p>〈経営面積〉</p> <p>延べ 87^{ヘクタール} 水田 57^{ヘクタール}</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>水稻 27^{ヘクタール} 小麦 20^{ヘクタール} 大豆 20^{ヘクタール} そば 10^{ヘクタール}</p> <p>作業受託 水稻 10^{ヘクタール} (3作業以上・ 販売名義・ 処分権有)</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 3人 補助的従事者 3人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね1集落内の農家から農地管理、機械作業を受託された担い手3家族による集落営農経営である ・機械、施設の過剰投資にならないよう配慮し、省力・低コスト化の経営に努める <p>〈主な資本装備〉</p> <p>トラクター 3台 施肥田植機 2台 自脱型コンバイン2台 汎用コンバイン 1台 大豆選別機 1台 トラック 1台 乾燥機 6台</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作障害を回避するため農地はブロックローテーションにより、水稻、小麦、そば、大豆を作付けする ・耕地はおおむね近隣に集積させて団地化を図り、効率的な営農を確立する 	<p>農業法人化を図る</p> <p>地域農家との信頼関係を密にして貸借関係の維持に努める</p> <p>コスト削減による収益アップを図る</p> <p>作業計画表を作成して、効率的な作業を行う</p> <p>部門分担など、役割を明確にする</p>	<p>農繁期のピークを少なくするため、作業分散に努める</p> <p>農繁期(春、秋)の1日当たりの労働時間は最大でも10時間程度にとどめる</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本市における新規就農の事例を踏まえつつ、古河市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作	<経営面積> 水田 15ha <作付面積> 水稲（主食用米） 9ha 水稲（飼料用米） 6ha	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした普通作経営 <主な資本装備> トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1基	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う 青色申告の実施 財務分析による経営診断の実施	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週1日程度の休暇を取得
2 施設野菜 （イチゴ）	<経営面積> 施設 15a <作付面積> イチゴ 15a	<経営の特徴> ・イチゴ専作経営 <主な資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 1棟 ウォーターカーテン一式 炭酸ガス発生装置	資金繰り、返済計画の作成と実行 労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	
3 施設野菜 （トマト）	<経営面積> 施設 20a <作付面積> トマト 20a	<経営の特徴> ・トマト専作経営 <主な資本装備> パイプハウス 20a 灌水設備一式 暖房設備一式 トラクター 1台 動力噴霧器 1台		
4 露地野菜 （ネギ）	<経営面積> 普通畑 70a <作付面積>	<経営の特徴> ・ネギの周年栽培 <主な資本装備>		

	ネギ 70a	育苗ハウス 1棟 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 動力噴霧機 1台 収穫機 1台 ネギ皮剥き機 1台		
5 畜産 (肉用牛繁殖)	<経営面積> 飼養規模成牛 20頭 普通畑 1.7ha <作付面積> 飼料用トウモロコシ 1.7ha 稲わら集積面積 2ha	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした肉用牛繁殖経営 ・堆肥交換により稲わらの確保に努める <主な資本装備> 畜舎 1棟 堆肥舎 1棟 トラクター 1台 ショベルローダー 1台 軽トラック 1台 コンハーベスター 1台 コーンプランター 1台 マニュアルレグラー 1台 ロータリープラウ 1台 ライムソワー 1台 動力噴霧器 1台 給餌用ワゴン 2台		

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し、1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

農業従事者の減少や高齢化が進む中、本市の農業を持続的に発展させていくためには、意欲ある人材の就農・定着を支援し、収益性の高い事業を展開できる経営感覚に優れた担い手を確保・育成していくことが重要である。本市では、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度、また、それらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、関係機関と連携して研修・指導、及び相談対応等による人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業性、休日制、農業ヘルパー制度の導入を推進する。加えて、地域の担い手の状況を踏まえ、異業種の企業や地域外の農業法人の参入なども進めることで、本市の農業を支える多様な担い手を確保していく。

2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制に関する事項

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けての相談対応等を実施する。

また、農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導していく。

3 市町村及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農・雇用先の相談については、県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては県農業改良普及センター、JA茨城むつみ、農業経営士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

上記に掲げた機関・団体が各々就農相談を受けた場合は、入手した個人情報の適正な管理に努めながら、必要な情報を共有するものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、おおむね

次に掲げる程度である。

近年は、農用地の流動化が全体的に伸び悩み傾向にあるため、受け手となる認定農業者への利用集積を図る必要がある。

このため、農地中間管理事業を柱に、農用地の利用権の設定等による農用地の面的集積を促進するものとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね50%程度とする	

注 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（1）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

古河市においては、水稻を主体とする土地利用型農業も盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

（2）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ①担い手の育成計画（アクションプログラム）の策定及び推進
- ②経営改善・能力向上支援活動
- ③経営の法人化のための推進活動
- ④集落営農の組織化・法人化のための活動
- ⑤農地の利用集積に関する推進計画の決定及び関係機関との連絡調整
- ⑥耕作放棄地再生利用の促進

（3）関係団体との連携体制

古河市では、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農地中間管理機構、JA茨城むつみ、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら農用地の集約化を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準及び策定に関する事項

幅広い農業者の参画を図るため、設置する区域ごとに農繁期を除いた時期を設定し、市の広報やHPへの掲載、もしくは他の農業関係の集まりの活用による周知活動を行い、古河市、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA茨城むつみ、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、茨城県、その他の関係者と協議を行う。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

なお、地域計画の策定にあたっては、茨城県、農業委員会、農地中間管理機構、JA茨城むつみ、土地改良区等の関係団体と連携を図りながら、協議の場の設置から地域計画の公表まで、適切な進捗管理を行うとともに、地域計画に基づいた利用権の設定等が行われているかの進捗管理を実施する。

2 農用地の利用権の設定等に関する事項

古河市は、茨城県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第4の1に定められた方向に即しつつ、古河市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

古河市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権の設定等に関する取組
- ②農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 基盤整備事業等の土地改良事業の実施が進められる見込みの地区においては、ほ場の大区画化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、農用地の利用権の設定等を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 既に土地改良事業が完了している地区においては、その高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、土地改良区の主体的な取組の下、農用地の利用権の設定や農用地利用改善事業等を推進し、担い手不足で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、古河市は、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

3 利用権の設定等に関する取組事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が農用地の利用権の設定の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前提のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業又は法第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定

する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 古河市長への確約書の提出や古河市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権の設定等に関する取組の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権の設定等に関する取組の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 古河市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 古河市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発基準の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定時期

- ① 古河市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 古河市は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 古河市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、古河市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 古河市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等に関する取組の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 古河市は、(5)の①の規定による古河市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 古河市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、JA茨城むつみ又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、古河市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 古河市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしよ

うとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2及び農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

古河市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意につ

いては、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

古河市は、古河市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による古河市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を古河市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

古河市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等に関する取組の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

古河市は、利用権の設定等に関する取組の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 古河市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 古河市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、古河市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 古河市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を古河市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 古河市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又

は使用貸借は解除されたものとみなす。

4 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 古河市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う茨城県農林振興公社（農地中間管理機構）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 古河市、古河市農業委員会、J A茨城むつみは、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

古河市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにする

ものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を古河市に提出して、農用地利用規程について古河市の認定を受けることができる。
- ② 古河市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 古河市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を古河市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 古河市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実に認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導及び援助

① 古河市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

② 古河市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、坂東地域農業改良普及センター、古河市農業委員会、JA茨城むつみ、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）等の指導又は助言を求めてきたときは、古河市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援及び協力が行われるように努める。

6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

古河市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定と情報提供
- キ 地域経過の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

J A茨城むつみは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

古河市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 古河市は、農業農村整備事業管理計画に基づき、霞ヶ浦用水事業の推進を図り農業用水の安定した供給体制を確立するとともに、各種の農業生産基盤整備事業の促進を図り、安定生産体制の確立を図る。
- イ 古河市は、農山漁村活性化関連事業等の導入により、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 古河市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図りながら、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 古河市は、農業集落排水事業の各地区での実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 古河市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

古河市は、古河市農業委員会、坂東地域農業改良普及センター、J A茨城むつみ、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

古河市農業委員会、J A茨城むつみ、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、古河市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、古河市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、茨城県知事の同意があった日から施行する。

別紙1（第5の3の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1項に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙2（第5の3の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年又は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、農用地の利用権の設定等（又は移転）される</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により古河市農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、農用地の利用権の設定等の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、農用地の利用権の設定等の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、</p>

<p>利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>			<p>当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき古河市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	--	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>